

○山ノ内町最低制限価格制度実施要綱

令和3年2月1日告示第9号

山ノ内町最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び山ノ内町財務規則（昭和55年10月1日規則第14号）第108条の規定により、町が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び建設工事に伴う測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に最低制限価格を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(対象入札)

第2条 最低制限価格を設ける競争入札は、予定価格が500万円を超える工事及び予定価格が100万円を超える業務とする。ただし、山ノ内町建設工事請負人等選定委員会が最低制限価格の適用をしないと認めたものを除く。

(工事における最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）の合計額（この額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。ただし、この合計額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（この額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（この額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(業務における最低制限価格の算出方法)

第4条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の表に掲げる業務区分ごとの額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）の合計額（この額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。ただし、この合計額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超えるときは予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（この額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に

満たないときは、予定価格に10分の6を乗じて得た額（この額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。（地質調査業務においては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超えるときは予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たないときは、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解折等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、工事については、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内、業務については、予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額まで(地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで)の範囲内の額で最低制限価格を設けることができる。

(予定価格調書への記載)

第4条 最低制限価格を設定した競争入札を行う場合には、規則第109条に規定する予定価格調書の摘要欄へ最低制限価格(税抜き)を記載するものとする。

(入札者への周知)

第5条 最低制限価格を設定した競争入札を行う場合には、次に掲げる事項を規則第106条に規定する入札の告示又は規則第117条第2項の指名競争入札通知書に明示するものとする。

(1) 政令第167条の10第2項の規定の適用があること。

(2) 最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は、落札者(一般競争入札の場合は、第1順位の落札候補者。以下同じ。)とならないこと。

2 第2条の規定により最低制限価格を設けない競争入札を行うときは、通知等に当該競争入札が最低制限価格を設定していないことを明記するものとする。

(入札経過書への最低制限価格の記載)

第6条 第3条の規定により最低制限価格が算出されたときは、規則第116条の入札経過書に当該最低制限価格を記載するものとする。

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を設けた入札の落札者は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をしたものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に行う告示又は通知に係る入札から適用する。